



鳥取県公報

平成12年8月29日(火)

号外第83号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 青少年育成意識調査要領（県民生活課） 1

告 示

鳥取県告示第511号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）の規定に基づき、青少年育成意識調査を次の要領により行うので、同条例第2条の規定により告示する。

平成12年8月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調査の目的

この調査は、青少年及び成人の意識及び行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、昭和54年、昭和59年、平成2年及び平成7年に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査項目

- (1) 自分自身のことについて
- (2) いじめ、少年非行及び性について
- (3) 家庭生活及びしつけについて
- (4) 学校生活及び教育について
- (5) 地域とのかかわりについて

3 調査対象

この調査は、次の表小学生の項、中学生の項及び高校生の項に掲げる学校に在学する児童及び生徒、同表保護者の項に掲げる幼稚園等に在園する園児等の保護者並びに同表青年及び成人の項に掲げる市町村に居住する青年（年齢満18歳から満25歳までの者をいう。以下同じ。）及び成人（年齢満26歳以上の者をいう。以下同じ。）から無作為に抽出された男女5,800人（小学2年生、小学5年生、中学生、高校生及び保護者各800人、青年1,200人並びに成人600人）を対象とする。

区分	調査対象となる学校、幼稚園及び市町村	調査対象学年
小學生	鳥取市立稻葉山小学校、同湖山小学校、同湖南小学校、米子市立義方小学校、同福生東小学校、同伯仙小学校、倉吉市立明倫小学校、同高城小学校、同上北条小学校、境港市立境小学校、国府町立谷小学校、岩美町立小田小学校、福部村立福部小学校、郡家町立郡家東小学校、青谷町立中郷小学校、東郷町立桜小学校、東伯町立八橋小学校、赤崎町立成美小学校、西伯町立西伯小学校、会見町立会見小学校、中山町立中山小学校、日南町立日野上小学校、溝口町立二部小学校	2年生
	鳥取市立修立小学校、同稻葉山小学校、同湖山西小学校、米子市立啓成小学校、同福米東小学校、同成実小学校、倉吉市立成徳小学校、同社小学校、境港市立外江小学校、岩美町立岩美西小学校、河原町立河原第一小学校、気高町立浜村小学校、羽合町立羽合東小学校、三朝町立東小学校、関金町立関金小学校、東伯町立古布庄小学校、岸本町立岸本小学校、淀江町立淀江小学校、日野町立根雨小学校、江府町立江尾小学校	5年生
中学生	鳥取市立東中学校、同北中学校、同桜ヶ丘中学校、同湖南中学校、米子市立東山中学校、同湊山中学校、倉吉市立河北中学校、同西中学校、境港市立第一中学校、国府町立国府中学校、郡家町立中央中学校、船岡町立船岡中学校、青谷町立青谷中学校、三朝町立三朝中学校、大栄町立大栄中学校、西伯町立法勝寺中学校、大山町立大山中学校、名和町立名和中学校、溝口町立溝口中学校、羽合町泊村学校組合立北溟中学校	2年生
高校生	鳥取県立鳥取東高等学校、同鳥取西高等学校、同鳥取商業高等学校、同鳥取工業高等学校、同鳥取農業高等学校、同岩美高等学校、同八頭高等学校、同倉吉西高等学校、同倉吉農業高等学校、同倉吉工業高等学校、同由良育英高等学校、同米子東高等学校、同米子高等学校、同米子南商業高等学校、同米子工業高等学校、同境高等学校、境水産高等学校、私立鳥取城北高等学校、同倉吉北高等学校、同米子北高等学校	2年生
保護者	鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園、鹿野町立勝谷幼稚園、淀江町立淀江幼稚園、私立鳥取女子短期大学附属幼稚園、同かいけ幼稚園、鳥取市立修立小学校、米子市立福生東小学校、青谷町立中郷小学校、泊村立泊小学校、日野町立根雨小学校、鳥取市立北中学校、米子市立東山中学校、船岡町立船岡中学校、北条町立北条中学校、名和町立名和中学校、鳥取県立鳥取東高等学校、同鳥取工業高等学校、同岩美高等学校、同倉吉西高等学校、同由良育英高等学校、同米子東高等学校、同米子南商業高等学校、同境水産高等学校	
青年及び成人	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、船岡町、佐治村、青谷町、泊村、北条町、赤崎町、岸本町、大山町、日南町	

4 調査方法

知事が別に定める調査票に被調査者が記入する方法により行う。

5 調査期間

平成12年9月1日から同月14日まで

6 調査結果の公表

この調査の結果は、結果報告書を作成して公表するものとする。